全体会計財務書類における注記

１　重要な会計方針

(1)　有形固定資産の評価方法

有形固定資産････････････････････････････････････････取得原価

(2)　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　 8年～50年

工作物　 5年～30年

物品　　 4年～ 5年

②　リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

････････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3)　引当金の計上基準

①　退職手当引当金（退職手当支給準備金）

年度末時点の全構成団体の持分相当額から、高知県市町村総合事務組合の持分相当額を差し引いた金額を計上しています。

②　賞与等引当金

翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込み額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4)　リース取引の処理方法

①　ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②　オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5)　資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6)　消費税等の会計処理

　　 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(7)　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。

②　上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として取得原価又は再調達原価が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

２　重要な会計方針の変更等

　　該当はありません。

３　重要な後発事象

　　該当はありません。

４　偶発債務

　　該当はありません。

５　追加情報

(1)　連結対象団体（会計）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 |
| 交通災害共済事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |

(2)　出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3)　売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

売却予定とされている公共資産

イ　内訳

該当無し